

◎ 重要

設計者・代理者・施工者・建築主・土地所有者様へ

細街路拡幅整備工事着手までに必要となる手続き等について

平素より、板橋区の建築行政にご理解とご協力を頂き、ありがとうございます。

建築（外構）工事と、当区による拡幅整備工事を円滑に進めるため、下記の各項目についてご対応をお願いします。

なお、本用紙に記載された事項にご協力いただけない場合は、拡幅整備工事を行うことは出来ませんので、予め確認をお願いします。

1 区で拡幅整備工事を希望される場合

- (1) 区で拡幅整備工事を希望される場合は、拡幅整備工事が可能となりうる時期（足場撤去、敷地内外構工事等）の概ね2か月前に、下記の書類を3ページに記載の連絡先にご提出ください。

- ① 拡幅整備依頼書及び承諾書（要綱第6号様式）
- ② 配置図等
- ③ 公図の写し
- ④ 土地の登記事項証明書等の写し
- ⑤ 私有地使用承諾書（要綱第7号様式。公共下水道の敷設をする場合に限る。）
- ⑥ その他必要となる書類

提出された書類を区の職員で確認後、工事立会い日についてご案内いたします。

これは、日程調整の打合せ時期であり、工事を行う時期ではありませんので、ご注意ください。また、繁忙期(年度初め・年末・年度末)の工事につきましては、工事件数が多くなるため、建築主様のご希望に添えない場合がございますので、ご理解とご協力をお願いします。

(注意) 書類の提出が遅れた場合は、**遅れた日数分、拡幅整備工事の着手に遅れが生じることを念頭に置いてください。**また、立会いの日程に都合がつかなくなった場合は再立会いとなりますので、ご理解をお願いします。
上記の理由で拡幅整備工事に遅れが生じた場合は、施主様への報告及び至った経緯を原因者が責任をもって説明し、理解を得られるよう努めてください。施主様から区役所に問い合わせが生じた際には、上記の理由を説明するのでご留意願います。

- (2) 拡幅部分にあるブロック塀等の工作物（基礎部分や土間、タイル等も含む）については、建築主の負担により拡幅整備工事着手までに撤去を完了して下さい。
- (3) 拡幅整備工事前に、敷地内の塀設置やコンクリート土間打設等の外構工事をされる場合は、拡幅整備工事で設置するL形側溝等が道路後退線上に設置できるよう、2cm程度のクリアランスを設けた上で施工をお願いします。また、コンクリート土

間とL形側溝等天端の処理については、面下合わせで施工をお願いします。

※【別紙 1、①参照】

なお、東京都建築安全条例第 2 条の規定によるすみ切り用地も、区が整備を行いますので、同様の対応をお願いします。

(4) 水道管・ガス管等につきましては、拡幅整備工事の支障とならない深さ（地下 60～120cm）に埋設し、水道メーター及び宅内点検口等は、道路後退線より 30 cm 程度、敷地内側に入ったところに設置して下さい。※【別紙 1、②・③参照】

(5) 建築敷地前にある、緊急車両通行等の支障となりうる東電柱、NTT 柱及び街灯類につきましては、拡幅整備工事着手前に各所管と打合せをし、移設及び撤去又は移設等に必要な手続きを行っておいてください。※【別紙 2 参照】

※移設等に必要な手続きを行っていない場合は、拡幅整備工事に着手いたしません。

(6) 拡幅整備工事では**工事の支障となりうる民石、境界プレート及び鉋等の民間設置物につきましては、撤去・移設等が出来ませんので、建築主の負担により拡幅整備工事着手までに撤去等を完了して下さい。**また、民間設置物の再現につきましては、必要に応じ拡幅整備工事後に、建築主の負担で適切に行ってください。

(7) 前面道路が私道の場合は、私道所有者への道路工事及び開削許可を得てください。私道所有者の同意が得られない場合は拡幅整備工事に着手できません。

(8) 前面道路が他自治体の管理道路である場合は、管理する自治体に対して無償使用承諾書等の提出や、後退用地の寄付などが必要となる場合があります。拡幅整備工事の依頼前に、必ず両区の道路管理者と調整を行い、必要となる書類を提出してください。**調整をしていない場合や、必要となる書類が不足している場合には、拡幅整備工事に着手いたしません。**

2 自費で拡幅整備工事をする場合

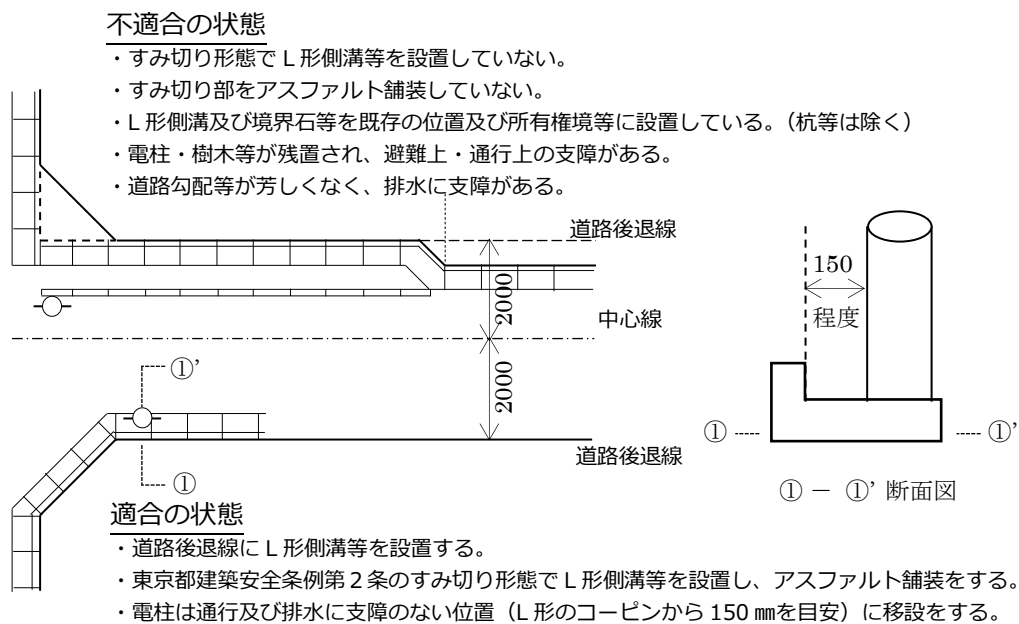
(1) 以下に該当する場合は、自費整備工事をお願いします。

- ・ 建築主等が国、地方公共団体又はこれに準ずる団体の場合
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条に規定する開発行為の場合
- ・ 板橋区大規模建築物等指導要綱第 2 条第 1 項が適用される場合
- ・ 東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例が適用される場合
- ・ 建築主等が自費整備を行う旨の協議書を提出し、成立連絡書が交付されている場合

(2) 中心線確定図及び細街路拡幅整備工事の仕様にに基づき、以下に注意し拡幅整備工事をお願いします。合致しない場合は合格として認められません。適合・不適合の例は、3 ページの参考図を参考にしてください。

- ・道路後退線に対する、L 形側溝及び境界石等の施工誤差は－ 5 mm。
- ・L 形側溝及び境界石等を設置する位置は、道路後退線及び東京都建築安全条例第 2 条によるすみ切りのラインのみとする。
- ・整備範囲内（道路後退部及びすみ切り部）は原則アスファルト舗装とする。
- ・道路勾配の確保及び排水設備を適切に配備することで、道路内に雨水等が滞留しないように整備する。

参考図



ご不明な点につきましては、下記連絡先の工事担当にお尋ねください。

- (3) 自費工事完了日から 3 か月以内に細街路拡幅整備（自費）完了届（要綱第 9 号様式。以下「完了届」という。）をご提出ください。完了届を区へ提出して頂かない場合は、整備未了状態となり、将来的に再協議が必要となります。

また、区は完了届受領及び現場確認後、可否を判断し、適合と認められた場合には完了図を作成します。

連絡先 東京都 板橋区役所
 （東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号）
 都市整備部建築安全課細街路整備係
 本庁舎北館 5 階 11 番窓口
 電話：03－3579－2565